

内閣総理大臣殿

定款変更届

2003年2月28日

以下の様に定款を変更しますのでお届けします。

不開示

主たる事務所

新住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4 丁目 13 番 12 号 伊豆栄ビル 2 階
TEL 03-3364-3431

旧住所 〒169-0073 東京都新宿区百人町 2 丁目 5 番 5 号 清ビル 205
TEL 03(3365)0418

その他の事務所

新住所 〒533-0004 大阪市東淀川区小松 5 丁目 6 番 9-408 号

旧住所 〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 3 丁目 16 番 30-102 号

理由：移転の為

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-13-12 伊豆栄ビル 2 階

不開示

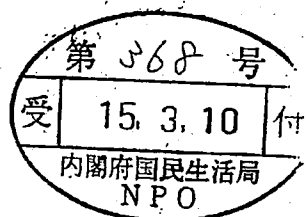
TEL 03-3364-3431

不開示

特定非営利活動法人しんぐるまざあーむ

不開示

理事長 野中郁子



平成17年 4月26日

内閣総理大臣 殿

特定非営利活動法人の所在地 東京都豊島区長崎五丁目1番
31-819号豊島ハイツ

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人
しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 野 中 郁 子

不開示

5月15日

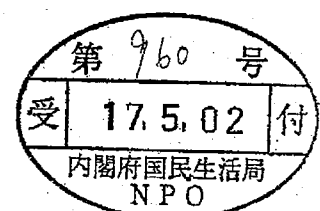
定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、
届け出ます。

記

1 変更の内容	主たる事務所の変更
2 変更の理由	手狭なため
3 変更の時期	平成17年 4月 3日

添付書類
新旧対照表



新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツに置く。	第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区高田馬場4丁目13番12号伊豆栄ビルに置く。／

平成17年10月14日

内閣総理大臣 殿

名 称 特定非営利活動法人 ~~てんぐるまざあずふおーらむ~~
 代表者氏名 野 中 郁 ~~子~~
 電話番号 03-5995-3711

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1. 変更の内容

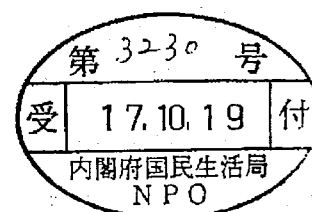
- ① 変更しようとする定款の条文
 条文の変更内容は、以下の対照表の通りです。

条文	新	旧
第2条第2項	この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町7丁目21番6-203号に置く。	この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪市東淀川区小松5丁目6番9-408号に置く。

- ② 変更した時期 平成17年10月 1日

2. 変更の理由

従たる事務所を移転したため





平成 20 年 8 月 29 日

東京都知事 殿

27

特定非営利活動法人の所在地 東京都豊島区長崎五丁目1番
31-819号豊島ハイツ

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人
しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 木村由里子

不開示

定款変更認証申請書

不開示

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容	従たる事務所の廃止 特定非営利活動の種類と事業の変更
2 変更の理由	将来的な活動範囲拡大に対応するため
3 変更の時期	平成 20 年 12 月 31 日

添付書類
新旧対照表



新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
(事務所) 第 2 条 この法人は、事務所を東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツに置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツに置く。 2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町7丁目21番6-203号に置く。
(特定非営利活動の種類) 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)社会教育の推進を図る活動 (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (5)子どもの健全育成を図る活動 (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動 (7)以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	(特定非営利活動の種類) 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)社会教育の推進を図る活動 (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (5)子どもの健全育成を図る活動 (6)以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 空欄一行
(事業) 第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ※<u>特定非営利活動に係る事業として</u> ①主としてひとり親の母の就労支援事業 ②主としてひとり親の母からの相談事業 ③主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤主としてひとり親の母の子育て支援事業 ⑥主としてひとり親の母及び子に関する調査・研究事業 ⑦主としてひとり親の母及び子の福祉の増進、権利の擁護に関する事業 ⑧上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、共同事業等の実施 ⑨その他この法人の目的達成のため必要な事業	(事業) 第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①主としてひとり親の母の就労支援事業 ②主としてひとり親の母からの相談事業 ③主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤主としてひとり親の母の子育て支援事業

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

臨時社員総会議事録

1. 日 時 平成20年 7月 2日 午後1:00～午後3:00
2. 場 所 主たる事務所にて（東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツ）
3. 出席者数 12名（内委任状出席 2名）正会員総数 15名
会則による会員総数の2分の1以上の要件を満たし、本会成立。
4. 審議事項
 - (1) 議長の選任
 - (2) 従たる事務所の廃止に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 司会一任により、満場一致をもって「不開示」である「不開示」氏が議長に選任された。
 - (2) 議長は、従たる事務所を廃止したい旨を述べ、その理由を説明し、定款第2条を次のとおり変更する賛否を問うたところ満場異議なくこれを承認可決した。
(事務所)
第 2 条 この法人は、事務所を東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツに置く。
(8) 議長は、特定非営利活動の種類と事業を変更したい旨を述べ、その理由を説明した。続いて定款第4条・第5条を次のとおり変更する賛否を問うたところ、満場異議なくこれを承認可決した。
(特定非営利活動の種類)
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2)社会教育の推進を図る活動
 - (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (4)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (5)子どもの健全育成を図る活動
 - (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動
 - (7)以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①主としてひとり親の母の就労支援事業

②主としてひとり親の母からの相談事業

③主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業

④主としてひとり親の母に関する出版事業

⑤主としてひとり親の母の子育て支援事業

⑥主としてひとり親の母及び子に関する調査・研究事業

⑦主としてひとり親の母及び子の福祉の増進、権利の擁護に関する事業

⑧上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、共同事業等の実施

⑨その他この法人の目的達成のため必要な事業

(4) 議長は上記の変更が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認した。

6. 議事録署名人の選任に関する事項

議事録署名人に 不開示 氏及び 不開示 氏が議長より選任され、満場一致にて採択される。

以上、この議事録が正確であることを証し、議長及び議事録署名人が記名押印する。

平成20年 7 月 2日

議 長

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむという。

不開示

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都豊島区長崎 5 丁目 1 番 31-819 号豊島ハイツに置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、主としてひとり親家庭の母並びに子どもに対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

の書類
(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 主としてひとり親の母の就労支援事業
- ② 主としてひとり親の母からの相談事業
- ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業
- ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業
- ⑥ 主としてひとり親の母及び子に関する調査・研究事業
- ⑦ 主としてひとり親の母及び子の福祉の増進、権利の擁護に関する事業
- ⑧ 上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、共同事業等の実施
- ⑨ その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を 理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親

族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が
役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、
理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人
の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行
為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に
は、これを総会又は、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を
述べ若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現
任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく
これを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任すること
ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事

項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出するこ

とができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。✓

(臨時の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副 理 事 長	竹内 三輪
理 事	雪下 佳子
同	村山 純子
同	市川 真紀
同	山本 昭代
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	1000	円	会費	2000	円
②一般会員	入会金	1000	円	会費	2000	円
③賛助会員	入会金	1000	円	会費	一口 5000 円	二口以上

当法人の定款の写しに相違ありません。

平成 20年 12 月 21日

(商号) 特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ

理 事 (氏名) 木 村 由 里 子

不開示

不開示

(法第10条第1項第4号関係)

確 認 書

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむは、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成20年 7 月 2 日に開催された社員総会において確認しました。

平成20年 7 月 2 日

東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツ

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

理事 木 村 由 里 子

不開示

不開示

1.事業の成果

主としてひとり親家庭の母並びに子どもが自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ち、
活力に富んだ人生を送れるように、相談・セミナー・助成金事業を行なった。

2.事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施 日 時	実施 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 人員	支出額 (千円)
主としてひとり親の母に 関する出版事業	母子家庭に関する 会報の制作	年5回 (5、7、10、12、3月)	当会 事務所	5人	希望者	500
主としてひとり親の母 からの相談事業	主として母子家庭 の母からの相談	随時	当会 事務所	2人	相談希望者	100
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	ひとり親家庭相談員 更新講座	2008年 2月3月	都内	8人	希望者	50
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	子育て支援事業 不開示	2007年4月～ 2008年3月末日まで 2007年 1月 2月	当会 事務所	5人	希望者	2693 30
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	自治体、女性センターへ セミナー・ファシリテーター 講師派遣	2007年4月～ 2008年3月末日まで	依頼者指定場所	6人	希望者	10
主としてひとり親の母 からの相談事業	ひとり親の母がともに悩み 相談をしあう集まり	2007年4月～ 2008年3月末日まで	事務所・集会室	5人	希望者	150

2007年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ

2008年3月31日現在

(単位:円)

科 目		金 額		
I	資産の部			
	1 流動資産			
	現金預金	1,374,267		
	現金			
	流 動 資 産 合 計		1,374,267	
	2 固定資産			
	土地			
	建物			
	車両運搬具			
	固 定 資 産 合 計		0	
	資 産 合 計			1,374,267
II	負債の部			
	1 流動負債			
	短期借入金		646,207	
	預かり金			
	流 動 負 債 合 計		646,207	
	2 固定負債			
			0	
	固 定 負 債 合 計		0	
	負 債 合 計			646,207
	正 味 財 産			728,060

2007年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふおーらむ

2008年3月31日現在

貸 借 対 照 表

(単位:円)

		資産の部	
[流動資産]	現金・預金	1,374,267	
	流動資産合計		1,374,267
	資産の部合計		1,374,267
		負債の部	
[流動負債]	短期借入金	646,207	
	流動負債合計		646,207
	負債の部合計		646,207
		正味財産の部	
[余剰金(欠損金)]	前期繰越正味財産	-171,503	
	増加額(減少額)	899,563	
	正味財産		728,060
	負債・及び正味財産合計		1,374,267

2007年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2007年4月1日から2008年3月31日まで

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ

科 目		金 額 (単位:円)	
I	経常収入の部		
1	会費収入		
	会費収入	3,172,977	3,172,977
2	事業収入		
	主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業収入	115,000	
	上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、 共同事業等の実施による収入	202,400	317,400
3	助成金収入		
	助成金収入	2,793,000	2,793,000
	経常収入合計		6,283,377
II	経常支出の部		
1	事業費		
	主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業費	551,130	551,130
2	管理費		
	福利厚生費	2,352	
	印刷代	329,962	
	旅費交通費	208,560	
	通信費	522,311	
	消耗品費	160,670	
	事務用消耗品費	3,615	
	水道光熱費	79,308	
	諸会費	5,000	
	支払手数料	27,033	
	保険料	6,630	
	地代家賃	546,156	
	租税公課	3,000	
	雑費	12,633	
	助成金繰り入れ	133,152	
	助成金収入	2,793,000	4,833,382
	経常支出合計		5,384,512
	経常収支差額		898,865
III	その他資金収入の部		
	受取利息	698	698
	その他資金収入合計		698
IV	その他資金支出の部		
	その他資金支出合計		0
	当期収支差額		899,563
	前期繰越収支差額		-171,503
	次期繰越収支差額		728,060

2008年度事業計画書

自 2008年4月1日 至 2009年 3月31日

(1) 特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施 日 時	実施 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 人員	支出額 (千円)
主としてひとり親の母に 関する出版事業	母子家庭に関する 会報の制作	年4回 (6、9、12、3月)	当会 事務所	5人	希望者	350
主としてひとり親の母 からの相談事業	主として母子家庭 の母からの相談	随時	当会 事務所	2人	相談希望者	100
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	ひとり親家庭相談員更新講座	2008年 5月6日	都内	5人	希望者	250
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	自治体、女性センターへの セミナー・ファシリテーター 講師派遣	2008年4月～ 2009年3月末日まで	依頼者 指定場所	5人	希望者	250
主としてひとり親の母 からの相談事業	ひとり親の母がともに悩みや 相談をシェア集まり	2008年4月～ 2009年3月末日まで	事務所・集会室	5人	希望者	80

ひとりでやる

2009年度事業計画書

自 2009年4月1日 至 2010年 3月31日

(1) 特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 人員	支出額 (千円)
主としてひとり親の母に 関する出版事業 /	母子家庭に関する 会報の制作	年4回 (6、9、12、3月)	当会 事務所	5人	希望者	350
主としてひとり親の母 からの相談事業 /	主として母子家庭 の母からの相談	随時	当会 事務所	2人	相談希望者	100
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	ひとり親家庭相談員更新講座	2009年 5月6月	都内	5人	希望者	250
主としてひとり親の母に 関する講演会、講座、セミ ナーの企画、運営事業	自治体、女性センターへの セミナー・ファシリテーター 講師派遣	2009年4月～ 2010年3月末日まで	依頼者 指定場所	5人	希望者	250
主としてひとり親の母 からの相談事業	ひとり親の母がともに悩みや 相談をしあう集まり	2009年4月～ 2010年3月末日まで	事務所・集会室	5人	希望者	80

2008年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

2008年4月1日から2009年3月31日まで

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふおーらむ

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入			
会費収入	1,800,000	1,800,000	
2 事業収入			
主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業収入	400,000		
上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、 共同事業等の実施による収入	220,000	620,000	
経常収入合計			2,420,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業費	310,000	310,000	12%
2 管理費			
福利厚生費	3,000		
印刷代	120,000		
旅費交通費	200,000	323	
通信費	460,000		
消耗品費	100,000	590	
事務用消耗品費	30,000		
水道光熱費	80,000	105	
諸会費	5,000		
支払手数料	20,000		
保険料	5,000		
地代家賃	550,000		
租税公課	2,000		
雑費	10,000	1,585,000	
経常支出合計			1,895,000
経常収支差額			525,000
III その他資金収入の部			
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
その他資金支出合計			0
当期収支差額			525,000
前期繰越収支差額			1,253,060
次期繰越収支差額			1,778,060

2009年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入			
会費収入	1,800,000	1,800,000	
2 事業収入			
主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業収入	400,000		
上記目的を達成するための他団体の事業等の受託、 共同事業等の実施による収入	220,000	620,000	
経常収入合計			2,420,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
主としてひとり親の母に関する講演会、講座、 セミナーの企画、運営事業費	500,000 310,000	310,000	
2 管理費			
福利厚生費	3,000		
印刷代	120,000		
旅費交通費	200,000		
通信費	460,000		
消耗品費	100,000		
事務用消耗品費	30,000		
水道光熱費	80,000		
諸会費	5,000		
支払手数料	20,000		
保険料	5,000		
地代家賃	550,000		
租税公課	2,000		
雑費	10,000	1,585,000	
経常支出合計			1,895,000
経常収支差額			525,000
III その他資金収入の部			
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
その他資金支出合計			0
当期収支差額			525,000
前期繰越収支差額			1,778,060
次期繰越収支差額			2,303,060

委任状

(住所) 不開示
(氏名) 不開示

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

1. 当法人の定款変更認証の申請をする一切の件

平成 20 年 8 月 28 日

東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツ

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

理 事 木 村 由 里 子

不開示

不開示

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定非営利活動法人の所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目28番地
日下ビル2F

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人
しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 木村由里子

不開示

理事長印

不開示

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、
届け出ます。

記

1 変更の内容	主たる事務所の変更
2 変更の理由	手狭なため
3 変更の時期	平成21年 4月26日

添付書類

新旧対照表



新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地日下ビル2Fに置く。	第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区長崎五丁目1番31-819号豊島ハイツに置く。

平成 23 年 1 月 18 日

内閣総理大臣 殿

特定非営利活動法人の所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目 2 8 番地

日下ビル 4F

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人

しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 木 村 由 里 子



定 款 変 更 届 出 書



理事長印

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項の規定により、
届け出ます。

記

1 変更の内容	主たる事務所の変更
2 変更の理由	手狭なため
3 変更の時期	平成 22 年 11 月 27 日

添付書類

新旧対照表

新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地日下ビル4Fに置く。	第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地日下ビル2Fに置く。

90824

第4号様式 (第7条関係)

(表)

平成30年 6 月 13 日

東京都知事 殿



郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町2-28 日下ビル4F

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

ファクシミリ番号 03-6272-3792

不開示

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	総会および理事会を円滑に運営するため法改正に合わせて変更

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
 - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
(事務所) 第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地 日下ビル4Fに置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町七丁目21番 6-203号に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地 日下ビル4Fに置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町7丁目21番 6-203号に置く。
第3章 会 員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。	第3章 会 員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(入会金及び会費の不返還) 第12条 既納の<u>入会金、会費</u>は、返還しない。	(<u>拠出金品</u>の不返還) 第12条 既納の入会金、会費及びその他の<u>拠出金品</u>は、返還しない。
(任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の	(任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

<u>任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</u> 4 <u>役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u>	
(総会の権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) <u>会員の除名</u> (5) <u>事業計画及び活動予算並びにその変更</u> (6) <u>事業報告及び活動決算</u> (7) <u>役員の選任又は解任、職務及び報酬</u> (8) <u>入会金及び会費の額</u> (9) <u>資産の管理の方法</u> (10) <u>解散における残余財産の帰属</u> (11) <u>その他運営に関する重要事項</u>	(総会の権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) <u>事業計画及び収支予算並びにその変更</u> (5) <u>事業報告及び収支決算</u> (6) <u>役員の選任又は解任、職務及び報酬</u> (7) <u>入会金及び会費の額</u> (8) <u>その他運営に関する重要事項</u>
(総会の開催) 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。	(総会の開催) 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。	(総会の招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。
(総会の議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 <u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u>	(総会の議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等) 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	(総会での表決権等) 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(総会の議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があつたものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	(総会の議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の権能) 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。 第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (4) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>	(理事会の権能) 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。 第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (4) <u>事務局の組織及び運営に関する事項</u> (5) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>
(理事会の開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	(理事会の開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(理事会の招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。	(理事会の招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に<u>加わる</u>ことができない。	(理事会の表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に<u>加わる</u>ことができない。
第 7 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u>	第 7 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u>
(事業計画及び予算) 第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。	(事業計画及び予算) 第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(暫定予算) 第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。	(暫定予算)、 第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。 2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。

【削除】 (以下 条ずれ)	(予備費の設定及び使用) 第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正) 第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。	(予算の追加及び更正) 第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算) 第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。	(事業報告及び決算) 第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(定款の変更) 第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。	(定款の変更) 第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(解散) 第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する	(解散) 第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する

ときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。	ときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属) 第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。	(残余財産の帰属) 第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。
第9章 公告の方法 (公告の方法) 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。	第9章 公告の方法 (公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。
附 則 (1～6はそのまま) 7. この定款は、平成 年 月 日より施行する。	附 則 (1～6)

定時社員総会議事録

1. 総会の種類 第16回社員総会
1. 開催日時 平成30年6月2日 午後1時30分
1. 開催場所 文京アカデミー音羽 美術室(2階)
1. 総社員数 15名
1. 出席社員数 13名 内訳 本人出席 9名
委任状出席 4名

定款27条による正会員総数の2分の1以上の要件を満たし、本会成立。

1. 議長選任の経過

定刻に至り、司会者 開会を宣し、本日の社員総会は定数を満たしたので有効に成立した旨告げ、議長の選任方法をはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。議長より挨拶の後、議事録署名人2名以上を選任する必要があり、選任方法をはかったところ、満場一致をもって 及び が議事録署名人に選任された。続いて、議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第1号議案 平成29年度事業報告(案)、活動計算書(案)承認の件

議長は理事より本案について付議された旨を述べ、監事今出裕子が監査報告を行った。質問や意見がなかったので、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

第2号議案 平成30年度事業計画(案)、予算(案)承認の件

議長は理事より本案について付議された旨を述べ、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

第3号議案 役員選任の件

議長は当法人の理事が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、その改選について一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した

理 事 赤石 千衣子

理 事 岡本 裕代

理 事 安藤 ゆか

理 事 桃木 花林

理 事 中島 智美

監 事 今出 裕子

重任日 平成30年7月1日

なお、被選任者はその就任を承諾した。

第4号議案 会費の変更の件

議長は理事より提案された下記の会費と会員名称の変更案について、提案理由及び内容の説明を詳しく行い、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

一般会員 入会金 0 円 会費 0 円

第5号議案 定款変更の件

議長は理事より提案された下記の定款の変更案について、提案理由及び内容の説明を詳しく行い、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

- ・平成24年NPO法改正による変更

(第12条、第23条、39条、42条、43条、45条、48条、49条、50条)

- ・電磁的記録を可とする変更

(第24条、25条、29条、33条、34条、37条)

- ・役員の任期の伸長・短縮(第16条)

- ・みなし総会決議(第28条、30条、)

- ・平成29年NPO法改正による変更

貸借対照表の公告方法(第52条)

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は午後2時30分閉会を宣した。

以上の決議を明確にするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

平成30年6月2日

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ 第16回社員総会

議長

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目28番地 日下ビル4Fに置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町七丁目21番 6-203号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親家庭の母並びに子どもに対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①主としてひとり親の母の就労支援事業
- ②主としてひとり親の母からの相談事業
- ③主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ④主としてひとり親の母に関する出版事業
- ⑤主としてひとり親の母の子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 人以上 10 人以内

(2) 監 事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副理事長	竹内 三輪
理事	村山 純子
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	雪下 佳子
同	山本 昭代
同	市川 真紀
同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
② 一般会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
③ 賛助会員	入会金 1000 円	会費一口 5000 円 二口以上

7. この定款は、平成 年 月 日より施行する。

2019 年 4 月 2 日

東京都知事 殿



郵便番号 102-0072

東京都千代田区飯田橋1-8-9 ニューシティハイツ飯田橋402

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

ファクシミリ番号 03-6272-3792

不開示

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	通称として使っている表記と一致させるため 法律の条文の文言に統一するため その他軽微な文言の修正

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
 - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第 54 条第 3 項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人<u>しんぐるまざあず・ふぉーらむ</u>という。	(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人<u>しんぐるまざあずふぉーらむ</u>という。
(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、<u>特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。</u> ① 主としてひとり親の母の就労支援事業 ② 主としてひとり親の母からの相談事業 ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、<u>次の事業を行う。</u> (1) <u>特定非営利活動に係る事業</u> ① 主としてひとり親の母の就労支援事業 ② 主としてひとり親の母からの相談事業 ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業
(総会の議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）	(総会の議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
(残余財産の帰属) 第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、<u>公益社団法人又は公益財団法人</u>に寄付するものとする。	(残余財産の帰属) 第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、<u>社団法人又は財団法人</u>に寄付するものとする。
附 則 (1～6はそのまま) 7. この定款は、<u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日より施行する。	附 則 (1～6はそのまま) 7. この定款は、<u>平成30年9月6日</u>より施行する。

臨時社員総会議事録

1. 総会の種類 臨時社員総会
1. 開催日時 平成 31 年 3 月 3 日 午後 4 時 45 分
1. 開催場所 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす
1. 総社員数 17 名
1. 出席社員数 15 名 内訳 本人出席 10 名
委任状出席 5 名

定款 27 条による正会員総数の 2 分の 1 以上の要件を満たし、本会成立。

1. 議長選任の経過

定刻に至り、司会者 が開会を宣し、本日の社員総会は定数を満たしたので有効に成立した旨告げ、議長の選任方法をはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。議長より挨拶の後、議事録署名人 2 名以上を選任する必要がある、選任方法をはかったところ、満場一致をもって 及び が議事録署名人に選任された。続いて、議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 定款の変更 (添付の定款新旧表を参照)

① 主たる事務所の移転

東京都千代田区神田神保町二丁目 28 番地 日下ビル 4 階 より
東京都千代田区飯田橋一丁目 8 番 9 号 ニューシティハイツ飯田橋 402 へ
平成 31 年 4 月 1 日に移転

定款第 2 条は「この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。」と変更

② 従たる事務所の廃止 (第 2 条)

平成 31 年 4 月 1 日に廃止

「この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町七丁目 21 番地 6-203 号に置く」を削除

③ 団体名称の変更 (第 1 条)

「特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ」 より
「特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」 へ変更

議長は理事より本案について付議された旨を述べ、理事岡本裕代が変更内容について説明した。質問や意見がなかったので、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は午後 5 時、閉会を宣した。

以上の決議を明確にするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

平成 31 年 3 月 3 日

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ 臨時社員総会

議 長

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親家庭の母並びに子どもに対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ① 主としてひとり親の母の就労支援事業
- ② 主としてひとり親の母からの 相談事業
- ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ④ 主としてひとり親の母に関する 出版事業
- ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を 理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上 10 人以内
- (2) 監 事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者

がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 雑 則

（細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野 中 郁 子
副理事長	竹 内 三 輪
理 事	村 山 純 子
同	大 矢 さ よ 子
同	赤 石 千 衣 子
同	雪 下 佳 子
同	山 本 昭 代
同	市 川 真 紀

同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	1000 円	会費	2000	円
② 一般会員	入会金	1000 円	会費	2000	円
③ 賛助会員	入会金	1000 円	会費一口	5000	円 二口以上

7. この定款は、 年 月 日より施行する。

90824

2019年4月2日

東京都知事 殿



郵便番号 102-0072

東京都千代田区飯田橋1-8-9 ニューシティハイツ飯田橋402

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ

代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

ファクシミリ番号 03-6272-3792

不開示

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	主たる事務所が手狭になったため移転 従たる事務所を使用しなくなったため その他軽微な文言・記号の修正
3 変更の時期	2019年4月1日 移転・廃止

備考

- 1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 この届出書に以下の書類を添付してください。
 - (1) 変更後の定款
 - (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 3 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

（日本工業規格A列4番）

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
(事務所) 第2条 この法人は、事務所を <u>東京都千代田区</u> に置く。 (2 削除)	(事務所) 第2条 この法人は、事務所を <u>東京都千代田区神田神保町二丁目28番地 日下ビル4F</u> に置く。 2 この法人は、前項のほか、 <u>従たる事務所を千葉県船橋市本町7丁目21番 6-203号</u> に置く。
附 則 (1～6はそのまま) 7. この定款は、 <u>平成 31 年 4 月 1 日</u> より施行する。	附 則 (1～6) 7. この定款は、 <u>平成 30 年 9 月 6 日</u> より施行する。

特定非営利活動法人 しんぐるまざあずふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親家庭の母並びに子どもに対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 主として、ひとり親の母の就労支援事業
- ② 主としてひとり親の母からの 相談事業

- ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ④ 主としてひとり親の母に関する 出版事業
- ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を 理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上 10 人以内
 - (2) 監 事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを

総会又は、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的記録をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的記録による表決者もしくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的記録をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副理事長	竹内 三輪
理 事	村山 純子
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	雪下 佳子
同	山本 昭代
同	市川 真紀
同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金	1000 円	会費	2000	円
② 一般会員	入会金	1000 円	会費	2000	円
③ 賛助会員	入会金	1000 円	会費一口	5000	円 二口以上

7. この定款は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

臨時社員総会議事録

1. 総会の種類 臨時社員総会
1. 開催日時 平成 31 年 3 月 3 日 午後 4 時 45 分
1. 開催場所 世田谷区立男女共同参画センターらぷらす
1. 総社員数 17 名
1. 出席社員数 15 名 内訳 本人出席 10 名
委任状出席 5 名

定款 27 条による正会員総数の 2 分の 1 以上の要件を満たし、本会成立。

1. 議長選任の経過

定刻に至り、司会者 が開会を宣し、本日の社員総会は定数を満たしたので有効に成立した旨告げ、議長の選任方法をはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。議長より挨拶の後、議事録署名人 2 名以上を選任する必要がある、選任方法をはかったところ、満場一致をもって 及び が議事録署名人に選任された。続いて、議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 定款の変更 (添付の定款新旧表を参照)

① 主たる事務所の移転

東京都千代田区神田神保町二丁目 28 番地 日下ビル 4 階 より
東京都千代田区飯田橋一丁目 8 番 9 号 ニューシティハイツ飯田橋 402 へ
平成 31 年 4 月 1 日に移転

定款第 2 条は「この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。」と変更

② 従たる事務所の廃止 (第 2 条)

平成 31 年 4 月 1 日に廃止

「この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県船橋市本町七丁目 21 番地 6-203 号に置く」を削除

③ 団体名称の変更 (第 1 条)

「特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ」 より
「特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」 へ変更

議長は理事より本案について付議された旨を述べ、理事岡本裕代が変更内容について説明した。質問や意見がなかったので、これを一同に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は午後 5 時、閉会を宣した。

以上の決議を明確にするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

平成 31 年 3 月 3 日

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふぉーらむ 臨時社員総会

議 長

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

議事録署名人

不開示

不開示

不開示

2021年 7月 27日

東京都知事 殿



102-0072

東京都千代田区飯田橋1-8-9

ニューシティハイツ飯田橋402

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

E-mail 不開示

不開示

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたので、申請します。

記

1 変更の内容	事業および目的に「職業紹介事業」を追加する。(新旧対照表を提出) 2021年10月からの事業開始のため、東京労働局に職業紹介事業認可を申請するが、その認可に2ヶ月かかるため、できるだけ早い認証を希望する。
2 変更の理由	東京都ひとり親家庭支援センター事業(10月事業開始)を受託し、これまでの就労支援事業に加え、職業紹介事業を新たに手がけるため

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
 - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
第2章 目的及び事業 （特定非営利活動の種類） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (5) 子どもの健全育成を図る活動 (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 （事業） 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 ① 主としてひとり親の母の就労支援事業、職業紹介事業 ② 主としてひとり親の母からの相談事業 ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業 附 則 8. この定款は、令和 年 月 日より施行する。	第2章 目的及び事業 （特定非営利活動の種類） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (5) 子どもの健全育成を図る活動 (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 （事業） 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 ① 主としてひとり親の母の就労支援事業 ② 主としてひとり親の母からの相談事業 ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業 ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業 ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業 附 則

定 款 変 更 用

総会議事録

1	法人名	特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
2	みなし決議日 及び社員総数	2021年7月21日 社員総数20名
3	提案者氏名 以下、敬称略	不開示
4	議事録作成者	不開示

5 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 本法人の定款の変更について
- (2) 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算について

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたことを証します。

作 成 日 2021年 7月25日

提 案 者 不開示

不開示

議 事 録 作 成 者 不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親家庭の母並びに子どもに対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の

事業を行う。

- ① 主としてひとり親の母の就労支援事業、職業紹介事業
- ② 主としてひとり親の母からの相談事業
- ③ 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業
- ④ 主としてひとり親の母に関する出版事業
- ⑤ 主としてひとり親の母の子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者

がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第 4 7 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副理事長	竹内 三輪
理 事	村山 純子
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	雪下 佳子
同	山本 昭代
同	市川 真紀

同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
② 一般会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
③ 賛助会員	入会金 1000 円	会費一口 5000 円 二口以上

7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。
8. この定款は、令和 年 月 日より施行する。

2021年度

事業計画書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

1 事業実施の方針

企業との連携による就労支援プログラムなどNPOとしてこれまでの事業を展開しながら、東京都ひとり親家庭支援センター運営として公的な支援事業も手がけていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 292,771 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
主としてひとり親の母の就労支援事業、職業紹介事業	キャリア支援プログラム 未来への扉 ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2021年7月～2021年8月	オンライン	3人	ひとり親家庭など	25人	45,821
	オフィスワーク就労支援プログラム 明日に花咲く ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。 5ヶ月間のプログラム受講だけでなく、1回ごとの公開講座の受講も可能。	2021年9月～2022年1月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	60人	
	オンラインITスキル・資格取得スクール わたし耀く LPICレベル1資格を取得し、キャリアアップを目指す講座。	2021年12月～2022年5月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	15人	
	スマイルアップ (PC講座、ビジネススキルなど) パソコン初心者対象に、ビジネススキル、パソコン講座など実施し、キャリアアップを支援。 MOS検定とコンタクトセンター検定合格目指し、ビジネスで使えるITスキルを身につける。	2021年6月～2021年12月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	15人	
	東京都ひとり親家庭支援センターはあと事業 東京都の受託事業。 就労支援、職業紹介のほか、生活相談・法律相談、また離婚前後の親支援プログラムなどの講座も実施。	2021年10月～2022年3月	東京	6人	ひとり親家庭など	100人	

主としてひとり親の母からの相談事業	電話相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	毎週火、水曜日（1月）から火・木曜日 午後4時～9時 97日間	当会事務 所他	9人	ひとり親家庭など	1000件	113,450
	メール相談、個別相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	2021年4月～2022年3月	当会事務 所他	6人	ひとり親家庭など	1800件	
	シングルマザー相談会、ママカフェ、オンラインママカフェ 経験豊富なファシリテーターを派遣、ひとり親同士が安心して話せる場を提供する。そのファシリテーター研修も年間2回行う。	2021年4月～2022年3月	四谷主婦会館・世田谷区ラプラス・川崎市・富士見市・さいたま	8人	母子家庭の母希望したもの	329人	
	困難を抱えるひとり親家庭の親と子のパーソナルサポート事業 自治体の支援制度の手続きその他でお困りのひとり親を現地に赴き、同行してサポートする。	2021年4月～2022年3月	オンライン 全国	9人	母子家庭の母と子世帯	10世帯	
	ひとり親総合相談事業 茅ヶ崎市の受託事業。 児童扶養手当現況届で市役所に来所されたひとり親のさまざまな相談を受ける。	2021年8月児童扶養手当現況届時	茅ヶ崎市	5人	ひとり親家庭	約20世帯	
	食料支援事業 コロナ等で収入減となり生活にお困りのひとり親世帯に月1回、お米など食料をお送りする。	2021年4月～2022年3月	全国	2人	ひとり親家庭	のべ延べ29880世帯	
	緊急支援金事業 お困りのひとり親世帯に生活必需品等物資、一時金支援などを緊急でお送りする。	2021年4月～2022年3月	全国	5人	ひとり親家庭	約10世帯	

	保育支援事業（緊急シッター支援など） 資格取得の実習等でお子さんの預け先にお困りのひとり親にシッターを緊急派遣する。	2021年4月～2022年3月	東京	2人	ひとり親家庭	約10世帯	
主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業	セミナー事業 ライフプランや子どもの教育費について学ぶ講座、自己尊重感を高めるエンパワメントセミナーなどひとり親向けの講座を開催。	2021年4月～2022年3月	埼玉県、オンライン	2人	埼玉県、全国のひとり親を対象	387人	2,500
	ひとり親家庭サポーター養成講座 自治体の母子父子自立支援員や相談員等が対象。ひとり親の支援に必要な知識や相談スキルを学ぶ研修。	2021年9月18日、9月19日、11月4日、2022年1月29日、1月30日	オンライン	5人	ひとり親支援希望者	のべ人数168人	
	親支援プログラムと離婚後のこの養育のありかたに関するセミナー 離婚前後の親を対象に、ひとり親対象の支援制度や離婚後の子どもの養育について学ぶ講座。	2021年4月～2022年3月 セミナー毎月開催	オンライン	2人	ひとり親家庭	のべ人数200人	
	シングルマザーフェスタ 世田谷区と協賛。生活相談や子育て相談、スーツ提供、ハンドマッサージなども楽しめるイベントを開催。	2022年3月6日	世田谷区男女共同参画センターらぶら	2人	ひとり親家庭	のべ人数60人	
	講師派遣事業 各地の自治体や団体主催のひとり親向け講座や支援者研修に講師を派遣。	2021年4月～2022年3月	東京、千葉、神奈川、埼玉、オンラインほか	3人	ひとり親、支援者、関係、希望者	約1000人	
主としてひとり親の母に関する出版事業	メルマガ配信、ホームページ情報配信 月に3回、制度についての最新情報やセミナーや食料支援、親子イベント等の募集案内など、ひとり親に役立つ情報を提供。 ホームページには各種イベントやセミナー、支援事業の報告を随時掲載。	随時	東京、千葉	3人	ひとり親家庭希望者	約4500人	5,000
	子育てシングルの応援サイト イーヨ ひとり親と子どもの体験談等をイラストを使って紹介する親しみやすいサイトを随時更新。	2021年4月～2022年3月	東京	2人	ひとり親家庭希望者	約2000人	

	教育費サポートブック 子どもの教育費や就学支援の制度や奨学金等をわかりやすく、コンパクトにまとめた冊子をひとり親希望者に無料配布。支援者などその他の方には廉価で販売。	2021年 9月増刷	東京	2人	ひとり親 家庭 支援者の方	7000人	
主としてひとり親の母の子育て支援事業	親子イベント 親子で参加する野外イベントやクリスマス会など開催。企業の提供によるコンサートやキッズシアター招待などの募集。	2021年 4月～2022年 3月	東京、オンライン	3人	希望する 母子家庭 と母子 家庭とも	約100人	126,000
	高校生等学習支援金 教育費の負担が大きくなる高校生のお子さん世帯への学習支援金を給付。	2021年 7月～9月	ネット と郵送 による 申込 受付	3人	ひとり 親と 世帯 の 高 校 生 の も	1500人	
	新入学祝い金 入学時に家計を圧迫する入学準備費用の不足を補っていただくためにお祝い金を支給。	2021年 12月～ 2022年 3月	ネット と郵送 による 申込 受付	3人	ひとり 親と 世帯 の 新 入 学 の 子 ども	500人	
	政策提言 コロナ禍等で逼迫するひとり親家庭等に臨時給付金を要望。	随時	東京	2人	ひとり 親家庭、 希望者	約30人	
	他団体助成金事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	随時	東京	2人	全国 の ひとり 親 と 支 援 団 体	50団体	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2022年度

事業計画書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

1 事業実施の方針

コロナの影響で困窮する世帯への緊急食料支援を縮小しつつも継続、併行して中長期的支援として企業と連携してITを核とした就労支援プログラムなどを展開する。また、他団体への助成金事業も継続し、各地の支援団体を通じて全国のひとり親を支援する。

また、東京都ひとり親家庭支援センター運営を引き続き受託し、東京都における公的な支援事業も手がけていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【206,950】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
主としてひとり親の母の就労支援事業、職業紹介事業	キャリア支援プログラム 未来への扉 ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2022年7月～2022年8月	オンライン	3人	ひとり親家庭など	25人	80,000
	オフィスワーク就労支援プログラム 明日に花咲く ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。 5ヶ月間のプログラム受講だけでなく、1回ごとの公開講座の受講も可能。	2022年9月～2023年1月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	60人	
	オンラインITスキル・資格取得スクール わたし耀く LPIC レベル1 資格を取得し、キャリアアップを目指す講座。	2021年12月～2022年5月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	15人	
	スマイルアップ (PC講座、ビジネススキルなど) パソコン初心者対象に、ビジネススキル、パソコン講座など実施し、キャリアアップを支援。 MOS 検定とコンタクトセンター検定合格目指し、ビジネスで使えるITスキルを身につける。	2022年6月～2022年12月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	15人	

主としてひとり親の母からの相談事業	東京都ひとり親家庭支援センターはあと事業 東京都の受託事業。 就労支援、職業紹介のほか、生活相談・法律相談、また離婚前後の親支援プログラムなどの講座も実施。	2022年 4月～2023年3月	東京	6人	ひとり親家庭など	100人	53,450
	電話相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	毎週火、水曜日（1月から火・木曜日 午後4時～9時 97日間	当会事務所他	9人	ひとり親家庭など	1000件	
	メール相談、個別相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	2022年4月～2023年3月	当会事務所他	6人	ひとり親家庭など	1800件	
	シングルマザー相談会、ママカフェ、オンラインママカフェ 経験豊富なファシリテーターを派遣、ひとり親同士が安心して話せる場を提供する。そのファシリテーター研修も年間2回行う。	2022年4月～2023年3月	四谷主婦会館・世田谷区ラプラス・川崎市・富士見市・さいたま	8人	母子家庭の母希望したもの	329人	
	困難を抱えるひとり親家庭の親と子のパーソナルサポート事業 自治体の支援制度の手続きその他でお困りのひとり親を現地に赴き、同行してサポートする。	2022年4月～2023年3月	オンライン全国	9人	母子家庭の母と子世帯	10世帯	
	ひとり親総合相談事業 茅ヶ崎市の受託事業。 児童扶養手当現況届で市役所に来所されたひとり親のさまざまな相談を受ける。	2022年8月児童扶養手当現況届時	茅ヶ崎市	5人	ひとり親家庭	約20世帯	
	食料支援事業 コロナ等で収入減となり生活にお困りのひとり親世帯に月1回、お米など食料をお送りする。	2022年4月～2023年3月	全国	2人	ひとり親家庭	のべ延べ29880世帯	

主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業	緊急支援金事業 お困りのひとり親世帯に生活必需品等物資、一時金支援などを緊急でお送りする。	2022年4月～2023年3月	全国	5人	ひとり親家庭	約10世帯	2,500
	保育支援事業（緊急シッター支援など） 資格取得の実習等でお子さんの預け先にお困りのひとり親にシッターを緊急派遣する。	2022年4月～2023年3月	東京	2人	ひとり親家庭	約10世帯	
	セミナー事業 ライフプランや子どもの教育費について学ぶ講座、自己尊重感を高めるエンパワメントセミナーなどひとり親向けの講座を開催。	2022年4月～2023年3月	埼玉県、オンライン	2人	埼玉県、全国のひとり親を対象	387人	
	ひとり親家庭サポーター養成講座 自治体の母子父子自立支援員や相談員等が対象。ひとり親の支援に必要な知識や相談スキルを学ぶ研修。	2022年9月、11月 2023年1月	オンライン	5人	ひとり親支援希望者	のべ人数 168人	
	親支援プログラム 離婚前後の親を対象に、ひとり親対象の支援制度や離婚後の子どもの養育について学ぶ講座。	2022年4月～2023年3月	オンライン	2人	ひとり親家庭	のべ人数 200人	
	シングルマザーフェスタ 世田谷区と協賛。生活相談や子育て相談、スーツ提供、ハンドマッサージなども楽しめるイベントを開催。	2023年3月	世田谷区、田谷区、男女共同参画センターらぶらす	2人	ひとり親家庭	のべ人数 60人	
主としてひとり親の母に関する出版事業	講師派遣事業 各地の自治体や団体主催のひとり親向け講座や支援者研修に講師を派遣。	2022年4月～2023年3月	東京、千葉、神奈川、埼玉、オンラインほか	3人	ひとり親、支援者、行政関係、希望者	約1000人	5,000
	メルマガ配信、ホームページ情報配信 月に3回、制度についての最新情報やセミナーや食料支援、親子イベント等の募集案内など、ひとり親に役立つ情報を提供。 ホームページには各種イベントやセミナー、支援事業の報告を随時掲載。	随時	東京、千葉	3人	ひとり親家庭希望者	約4500人	
	子育てシングルの応援サイト イーヨ ひとり親と子どもの体験談等をイラストを使って紹介	2022年4月～2023年3月	東京	2人	ひとり親家庭希望者	約2000人	

	する親しみやすいサイトを随時更新。						
	教育費サポートブック 子どもの教育費や就学支援の制度や奨学金等をわかりやすく、コンパクトにまとめた冊子をひとり親希望者に無料配布。支援者などその他の方には廉価で販売。	2022年 9月増刷	東京	2人	ひとり 親家庭 支援者 の方	7000人	
主としてひとり親の母 の子育て支 援事業	親子イベント 親子で参加する野外イベントやクリスマス会など開催。 企業の提供によるコンサートやキッズシアター招待などの募集。	2022年4 月～2023 年3月	東京、オ ンライ ン	3人	希望す る母子 家庭の 子ども	約100 人	66,000
	新入学お祝い金 入学時に家計を圧迫する入学準備費用の不足を補っていただくためにお祝い金を支給。	2022年1 2月～202 3年3月	東京	3人	ひとり 親世帯 の新入 学の子 ども	500人	
	政策提言 コロナ禍等で逼迫するひとり親家庭等に児童扶養手当の充実等を要望。	随時	東京	2人	ひとり 親家庭、 希望者	約30人	
	他団体助成金事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	随時	東京	2人	全国の ひとり 親支援 団体	50団体	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

2021年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 会費収益 正会員受取会費	48,000	48,000
2 受取寄附金 受取寄附金	310,000,000	310,000,000
3 受取助成金等 受取補助金	69,214,198	69,214,198
4 事業収益 主としてひとり親の母からの相談事業収益 主としてひとり親の母に関する出版事業収益 主としてひとり親の母に関する研修会、講座、セミナーの企画、運営事業収益	78,000 300,000 300,000	678,000
5 その他の収益 受取利息		
経常収益合計		369,940,198
(B) 経常費用		
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 雑給 法定福利費 通勤費	24,000,000 500,000 1,000,000 200,000	25,700,000
(2) その他経費 業務委託費 外注費 支払報酬費 支援費 支払助成金 旅費交通費 事務・消耗品費 会費 印刷製本費 通信運搬費 支払手数料 広告宣伝費 地代家賃 賃借料 保険料 雑費	7,000,000 2,000,000 4,000,000 180,000,000 30,000,000 300,000 2,000,000 30,000 1,600,000 34,000,000 800,000 2,500,000 1,000,000 1,800,000 51,835 90,000	267,071,835
事業費合計		292,771,835
2 修繕費 (1) 人件費 給料手当 雑給 通勤交通費 福利厚生費 法定福利費	11,000,000 100,000 200,000 60,000 3,500,000	14,850,000
(2) その他経費 支払報酬費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 会費 地代家賃 旅費交通費 新聞図書費 支払手数料 租税公課 リース料 雑費	150,000 30,000 200,000 1,100,000 400,000 2,210,000 250,000 10,000 450,000 5,400 40,000 30,000	4,875,400
管理費合計		19,725,400
経常費用合計		312,497,235
当期経常増減額 (A)-(B) ...①		57,442,963
(C) 経常外収益		
固定資産売却益 当年度損益修正益		
(D) 経常外費用		
固定資産売却損 災害損失 当年度損益修正損		
当期経常外増減額 (C)-(D) ...②		
繰引・繰越正味財産増減額 ①+② ...③		
法人税、住民税及び事業税 ...④ 前期繰越正味財産額 ...⑤		70,000 442,580,226
次期繰越正味財産額 ③+④+⑤		499,953,189

2022年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

(単位:円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 営 収 益			
1 会費収入	正会員受取会費	48,000	48,000
2 助成金収入	受取寄附金	160,000,000	160,000,000
3 補助金収入	受取補助金	75,902,362	75,902,362
4 事業収益	主としてひとり親の母からの相談事業収益 主としてひとり親の母に関する出版事業収益 主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業収益	78,000 300,000 300,000	678,000
5 その他の収益	受取利息		
経 営 収 益 計			236,628,362
【B】 経 営 費 用			
1 人件費	給料手当 雑給 法定福利費 通勤費	24,000,000 400,000 1,000,000 200,000	25,600,000
2 その他経費	業務委託費 外注費 支払報酬費 支払費 支払助成金 旅費交通費 事務・消耗品費 会費 印刷製本費 通信運搬費 支払手数料 広告宣伝費 地代家賃 賃借料 保険料 雑費	6,000,000 2,000,000 3,600,000 112,000,000 20,000,000 300,000 2,000,000 100,000 1,500,000 28,000,000 700,000 2,200,000 1,000,000 1,800,000 60,000 90,000	181,350,000
経 営 費 用 計			206,950,000
3 人件費	給料手当 雑給 通勤交通費 福利厚生費 法定福利費	11,000,000 100,000 200,000 50,000 3,500,000	14,850,000
4 その他経費	支払報酬費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 会費 地代家賃 旅費交通費 新聞図書費 支払手数料 租税公課 リース料 雑費	150,000 30,000 200,000 1,100,000 400,000 2,210,000 250,000 10,000 450,000 5,400 40,000 30,000	4,875,400
経 営 費 用 計			19,725,400
経 営 費 用 計			226,675,400
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			9,952,962
【C】 経 営 外 収 益			
1 固定資産売却益	固定資産売却益		
2 繰越利益剰余金	繰越利益剰余金		
経 営 外 収 益 計			
【D】 経 営 外 費 用			
1 固定資産売却損	固定資産売却損		
2 災害損失	災害損失		
3 繰越損失	繰越損失		
経 営 外 費 用 計			
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			
当期経常増減額【①】+【②】・・・③			
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			499,953,189
当期繰越正味財産額【③】-【④】+【⑤】			509,836,151

90824

第4号様式（第7条関係）

（表）

2022年 11月 7日

東京都知事 殿



102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-8-9

ニューシティハイツ飯田橋 402

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

E-mail 不開示

不開示

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	事業の拡大にともない、定款の事業の項目名や区分が実際の事業内容に適合し ないため

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
 - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
第 2 章 目的及び事業 (目的) 第 3 条 この法人は、主としてひとり親と子に対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、<u>相談支援、生活支援、情報発信・政策提言等及び他の団体への支援に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。</u> (事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 (1) <u>主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業</u> (2) <u>主としてひとり親と子への相談支援事業</u> (3) <u>主としてひとり親と子への生活支援事業</u> (4) <u>主としてひとり親と子に関する情報発信・調査研究・政策提言事業</u> (5) <u>上記の活動を行う他団体への支援事業</u> (6) <u>その他目的を達成するために必要な事業</u> (総会の招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。	第 2 章 目的及び事業 (目的) 第 3 条 この法人は、主としてひとり親<u>家庭の母並びに子ども</u>に対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談、講演会、講座、<u>セミナーの企画、運営、相互支援・交流に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。</u> (事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 ① <u>主としてひとり親の母の就労支援事業、職業紹介事業</u> ② <u>主としてひとり親の母からの相談事業</u> ③ <u>主としてひとり親の母に関する講演会、講座、セミナーの企画、運営事業</u> ④ <u>主としてひとり親の母に関する出版事業</u> ⑤ <u>主としてひとり親の母の子育て支援事業</u> (総会の招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所(オンライン開催の場合はその旨)、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも5日前までに通知しなければならない。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 正会員は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所(オンライン開催の場合はその旨)

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者があ
る場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所(オンライン開催の場合はその旨)、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 3 日前までに通知しなければならない。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所(オンライン開催の場合はその旨)
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面若しくは電磁的記録による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(持ち回り議決)

第 39 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的記録により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的記録による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 49 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(細則)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 48 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。

8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。

9. この定款は、令和 年 月 日より施行する。

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。

8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。

総会議事録

1	法人名	特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
2	日付	2022年10月27日
3	時間	午後7時00分～8時30分
4	場所	東京都練馬区（オンライン開催）※議長自宅
5	正会員総数	28名
6	出席者数	23名（うちオンライン出席 18名、表決委任者 5名、）
7	審議事項	(1) 第1号議案 2021年度決算書の修正案について (①、②) (2) 第2号議案 役員選任の件 監事（新任1名） 豊田泰行氏 プロフィール 不開示 不開示 不開示 (3) 第3号議案 定款変更の件 (③) 1 事業の拡大にともない、定款第5条に掲げる（事業）について、実際の運営との齟齬が生じたため改定を行いたい。（第2条、第5条） 2 理事会および総会の安心安全、かつ円滑な運営のため、電磁的方法による招集や表決、オンライン開催などを定款上も正式な方法として位置付けたい。また、理事会・総会の議事録について署名押印から記名押印または署名への変更を行いたい。（第25条、第29条、第30条、第34条、第37条、第38条、および追加「持ち回り議決」） 以上の目的から、添付資料「定款新旧対照表」のように、第2条、第5条、第25条、第29条、第30条、第34条、第37条、第38条の変更をおよび、追加「持ち回り議決」を討議。（第40条以降は条項の追加により、番号のみ変更） (4) 第4号議案 2022年度、2023年度事業計画、予算書について (④～⑦)
8	議長選任 以下、敬称略	司会より、 不開示 を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

9 議事の経過の概要及び議決の結果

総会の開催に当たり、議長は本総会が定足数を満たすことを確認した。

また、zoom（インターネット会議システム）により、出席者の発言について対面と同等の即時性・双方向性が確保されていることが確認され、議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 2021年度決算書の修正案について

議長は、理事長より2021年度決算書の修正案について付議された旨を述べ、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

(2) 第2号議案 役員選任の件について

議長は、理事長より監事に豊田泰行氏の1名が新たに就任することについて付議された旨を述べ、理事長がその推薦理由を述べ、議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。被選任者、豊田泰行氏はその席上、就任を承諾した。

(3) 第3号議案 定款変更の件

議長は、定款の変更について理事会により付議された旨を述べ、事務局長の^{不開示}より新旧対照表により第2条、第5条、第25条、第29条、第30条、第34条、第37条、第38条の変更をおよび、追加「持ち回り議決」について説明を行なった。それを受け、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。なお、定款変更認証申請手続の軽微な補正は理事長に一任する。

(4) 第4号議案 2022年度、2023年度事業計画、予算書について

議長は、理事長により、定款変更の認証申請に必要な事項として、2022年度、2023年度事業計画、予算書について付議された旨を述べ、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

10 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、以下のとおり、全員異議なく承認した。また、本日のzoom（インターネット会議システム）を用いた総会は問題なく終了したことを確認した。

選任された議事録署名人

不開示

不開示

以上、この議事録が正確であることを証します。

確 認 日 2022年10月27日

議 長

不開示

不開示

不開示

議 事 録 署 名 人

不開示

不開示

不開示

議 事 録 署 名 人

不開示

不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親と子に対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談支援、生活支援、情報発信・政策提言等及び他の団体への支援に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業
- (2) 主としてひとり親と子への相談支援事業
- (3) 主としてひとり親と子への生活支援事業
- (4) 主としてひとり親と子に関する情報発信・調査研究・政策提言事業
- (5) 上記の活動を行う他団体への支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 正会員は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録

をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（（書面若しくは電磁的記録による表決

者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(持ち回り議決)

第 39 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的記録により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的記録による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副理事長	竹内 三輪
理 事	村山 純子
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	雪下 佳子
同	山本 昭代
同	市川 真紀
同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
② 一般会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
③ 賛助会員	入会金 1000 円	会費一口 5000 円 二口以上

7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。

8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。

9. この定款は、令和 年 月 日より施行する。

2022年度

事業計画書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

1 事業実施の方針

コロナの影響で困窮する世帯への緊急食料支援を縮小しつつも継続、併行して中長期的支援として企業と連携してITを核とした就労支援プログラムなどを展開する。また、他団体への助成金事業も継続し、各地の支援団体を通じて全国のひとり親を支援する。

また、東京都ひとり親家庭支援センター運営に加え、東京都ひとり親家庭就業推進事業も受託し、東京都における公的な支援事業も手がけていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【443,730】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業	キャリア支援プログラム 未来への扉 ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2022年6月～2023年1月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	25人	126,685
	オフィスワーク就労支援プログラム 明日に花咲く ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2022年6月～2022年11月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	60人	
	高校卒業資格認定試験合格援助「きらりチャレンジ」 子育てをしながら合格したママたちの経験や情報をもとに高卒認定試験合格をめざすひとり親を応援	2022年5月～2022年12月	オンライン	1人	ひとり親家庭など	5人	
	まなびアシスト Eラーニングのプログラム無料受講にともなって給付金支給する。	2022年4月～2022年6月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	100人	
	東京都ひとり親家庭支援センターはあと事業 東京都の受託事業。 就労支援、職業紹介のほか、生活相談・法律相談、また離婚前後の親支援プログラムなどの講座も実施。	2022年4月～2023年3月	東京	8人	ひとり親家庭など	5000人	

	東京都ひとり親家庭就業推進事業「すてきみらい塾」 東京都の受託事業。 就労支援、職業紹介、定着支援。	2022年4月～2023年3月	東京	5人	ひとり親家庭など	150人	
2) 主としてひとり親と子への相談支援事業	電話相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	毎週火、水曜日(1月から火・木曜日 午後4時～9時 97日間)	当会事務所他	9人	ひとり親家庭など	1000件	2,850
	メール相談、個別相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	2022年4月～2023年3月	当会事務所他	6人	ひとり親家庭など	1800件	
	シングルマザー相談会、ママカフェ、オンラインママカフェ 経験豊富なファシリテーターを派遣、ひとり親同士が安心して話せる場を提供する。そのファシリテーター研修も年間2回行う。	2022年4月～2023年3月	四谷主婦会館・世田谷区ラプラス・川崎市・富士見市	8人	母子家庭の母希望したもの	350人	
	困難を抱えるひとり親家庭の親と子のパーソナルサポート事業 自治体の支援制度の手続きその他でお困りのひとり親を現地に赴き、同行してサポートする。	2022年4月～2023年3月	オンライン全国	9人	母子家庭の母と子世帯	10世帯	
	生活サポート基金 生活サポート基金で貸付を受けたひとり親にキャリア相談を行う。	2022年4月～2023年3月	東京	2人	ひとり親家庭	のべ人数30人	
	シングルマザーフェスタ 世田谷区と協賛。生活相談や子育て相談、スーツ提供、ハンドマッサージなども楽しめるイベントを開催。	2023年3月	世田谷区男女共同参画センターらぶらす	2人	ひとり親家庭	のべ人数100人	
3) 主としてひとり親と子への生活支援事業	食料支援事業 コロナ等で収入減となり生活にお困りのひとり親世帯に月1回、お米など食料をお送りする。	2022年4月～2023年3月	全国	2人	ひとり親家庭	のべ30300世帯	

	緊急支援金事業 お困りのひとり親世帯に生活必需品等物資、一時金支援などを緊急でお送りする。	2022年4月～2023年3月	全国	5人	ひとり親家庭	約10世帯	220,000
	保育支援事業(緊急シッター支援など) 資格取得の実習等でお子さんの預け先にお困りのひとり親にシッターを緊急派遣する。	2022年4月～2023年3月	東京	2人	ひとり親家庭	約10世帯	
	新入学祝い金 入学時に家計を圧迫する入学準備費用の不足を補っていただくために祝い金を支給。	2022年12月～2023年3月	東京	3人	ひとり親世帯の新入子ども	2000人	
	親子イベント 親子で参加する野外イベントやクリスマス会など開催。企業の提供によるコンサートやキッズシアター招待などの募集。	2022年4月～2023年3月	東京、オンライン	3人	希望する母子家庭の子ども	約100人	
4) 主としてひとり親と子に関する情報発信・調査研究・政策提言事業	セミナー事業 ライフプランや子どもの教育費について学ぶ講座、自己尊重感を高めるエンパワメントセミナーなどひとり親向けの講座を開催。	2022年4月～2023年3月	オンライン	2人	全国のひとり親を対象	400人	17,500
	ひとり親家庭サポーター養成講座 自治体の母子父子自立支援員や相談員等が対象。ひとり親の支援に必要な知識や相談スキルを学ぶ研修。	2022年9月、11月、2023年1月	オンライン	5人	ひとり親支援希望者	のべ人数170人	
	親支援プログラム 離婚前後の親を対象に、ひとり親対象の支援制度や離婚後の子どもの養育について学ぶ講座。	2022年4月～2023年3月	オンライン	2人	ひとり親家庭	のべ人数40人	
	講師派遣事業 各地の自治体や団体主催のひとり親向け講座や支援者研修に講師を派遣。	2022年4月～2023年3月	東京、千葉、神奈川、埼玉、オンラインほか	3人	ひとり親、支援者、行政関係、希望者	約1000人	
	メルマガ配信、ホームページ情報配信 月に3回、制度についての最新情報やセミナーや食料支援、親子イベント等の募集案内など、ひとり親に役立つ情報を提供。	随時	東京、千葉	3人	ひとり親家庭希望者	約4500人	

	ホームページには各種イベントやセミナー、支援事業の報告を随時掲載。						
	子育てシングルの応援サイト イーヨ ひとり親と子どもの体験談等をイラストを使って紹介する親しみやすいサイトを随時更新。	2022年4月～2023年3月	東京	2人	ひとり親家庭希望者	約2000人	
	教育費サポートブック 子どもの教育費や就学支援の制度や奨学金等をわかりやすく、コンパクトにまとめた冊子をひとり親希望者に無料配布。支援者などその他の方には廉価で販売。	2022年11月増刷	東京	2人	ひとり親家庭支援者の方	7000人	
	政策提言 コロナ禍等で逼迫するひとり親家庭等に児童扶養手当の充実等を要望。	随時	東京	2人	ひとり親家庭、希望者	100万人	
5) 上記の活動を行う他団体への支援事業	だいじょうぶだよ！基金助成金事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	2022年12月～2023年3月	東京	2人	全国のひとり親支援団体	15団体	76,695
	厚生労働省ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	2022年4月～2023年1月	東京	2人	全国のひとり親支援団体	27団体	
	見守り体制強化促進のための広報啓発事業 全国でひとり親と子どもの見守り事業を行う団体にヒアリング等の調査ならびに体制強化と啓発を行う。	2022年7月～2023年3月	東京	2人	全国のひとり親支援団体	50団体	

2023 年度

事業計画書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

1 事業実施の方針

コロナの影響で困窮する世帯への緊急食料支援を縮小しつつも継続、併行して中長期的支援として企業と連携してITを核とした就労支援プログラムなどを展開する。また、他団体への助成金事業も継続し、各地の支援団体を通じて全国のひとり親を支援する。

また、東京都ひとり親家庭支援センター運営に加え、東京都ひとり親家庭就業推進事業も受託し、東京都における公的な支援事業も手がけていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【443,730】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業	キャリア支援プログラム 未来への扉 ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2023年4月～2024年3月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	25人	106,685
	オフィスワーク就労支援プログラム 明日に花咲く ビジネススキル、パソコン講座など実施、キャリアアップを支援。	2023年4月～2024年3月	オンライン	2人	ひとり親家庭など	60人	
	東京都ひとり親家庭支援センターはあと事業 東京都の受託事業。就労支援、職業紹介のほか、生活相談・法律相談、また離婚前後の親支援プログラムなどの講座も実施。	2023年4月～2024年3月	東京	8人	ひとり親家庭など	5000人	
	東京都ひとり親家庭就業推進事業「すてきみらい塾」 東京都の受託事業。就労支援、職業紹介実施。	2023年4月～2024年3月	東京	5人	ひとり親家庭など	150人	
2) 主としてひとり親と子への相談支援事業	電話相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	毎週火、水曜日(1月から火・木曜日 午後4時～9時 97日間	当会事務所他	9人	ひとり親家庭など	1000件	

	メール相談、個別相談 仕事、住まい、子育てなど生活に関する相談やひとり親の支援制度や養育費、面会交流等、ひとり親を取り巻くさまざまな困り事について相談を受ける。	2023年4月～2024年3月	当会事務所他	6人	ひとり親家庭など	1800件	
	シングルマザー相談会、ママカフェ、オンラインママカフェ 経験豊富なファシリテーターを派遣、ひとり親同士が安心して話せる場を提供する。そのファシリテーター研修も年間2回行う。	2023年4月～2024年3月	四谷主婦会館・世田谷区ラプラス・川崎市・富士見市	8人	母子家庭の母希望したもの	350人	2,850
	困難を抱えるひとり親家庭の親と子のパーソナルサポート事業 自治体の支援制度の手続きその他でお困りのひとり親を現地へ赴き、同行してサポートする。	2023年4月～2024年3月	オンライン全国	9人	母子家庭の母と子世帯	10世帯	
	シングルマザーフェスタ 世田谷区と協賛。生活相談や子育て相談、スーツ提供、ハンドマッサージなども楽しめるイベントを開催。	2024年3月	世田谷区男女共同参画センターらぶらす	2人	ひとり親家庭	のべ人数 100人	
3) 主としてひとり親と子への生活支援事業	食料支援事業 コロナ等で収入減となり生活にお困りのひとり親世帯に月1回、お米など食料をお送りする。	2023年4月～2024年3月	全国	2人	ひとり親家庭	のべ延べ30300世帯	
	緊急支援金事業 お困りのひとり親世帯に生活必需品等物資、一時金支援などを緊急でお送りする。	2023年4月～2024年3月	全国	5人	ひとり親家庭	約10世帯	
	保育支援事業(緊急シッター支援など) 資格取得の実習等でお子さんの預け先にお困りのひとり親にシッターを緊急派遣する。	2023年4月～2024年3月	東京	2人	ひとり親家庭	約10世帯	
	新入学お祝い金 入学時に家計を圧迫する入学準備費用の不足を補っていただくためにお祝い金を支給。	2023年12月～2024年3月	東京	3人	ひとり親世帯の新入学の子ども	2000人	222,000

	親子イベント 親子で参加する野外イベントやクリスマス会など開催。企業の提供によるコンサートやキッズシアター招待などの募集。	2023年4月～2024年3月	東京、オンライン	3人	希望する母子家庭と子ども	約100人	
4) 主としてひとり親と子に関する情報発信・調査研究・政策提言事業	セミナー事業 ライフプランや子どもの教育費について学ぶ講座、自己尊重感を高めるエンパワメントセミナーなどひとり親向けの講座を開催。	2023年4月～2024年3月	オンライン	2人	全国をのり対 全ひ親象	400人	35,500
	ひとり親家庭サポーター養成講座 自治体の母子父子自立支援員や相談員等が対象。ひとり親の支援に必要な知識や相談スキルを学ぶ研修。	2023年9月、11月、2024年1月	オンライン	5人	ひとり親支援希望者	のべ人数 170人	
	親支援プログラム 離婚前後の親を対象に、ひとり親対象の支援制度や離婚後の子どもの養育について学ぶ講座。	2023年4月～2024年3月	オンライン	2人	ひとり親家庭	のべ人数 40人	
	講師派遣事業 各地の自治体や団体主催のひとり親向け講座や支援者研修に講師を派遣。	2023年4月～2024年3月	東京、千葉、神奈川、埼玉、オンラインほか	3人	ひとり親、支援者、行政関係、希望者	約1000人	
	メルマガ配信、ホームページ情報配信 月に3回、制度についての最新情報やセミナーや食料支援、親子イベント等の募集案内など、ひとり親に役立つ情報を提供。 ホームページには各種イベントやセミナー、支援事業の報告を随時掲載。	随時	東京、千葉	3人	ひとり親家庭希望者	約4500人	
	子育てシングルの応援サイト イーヨ ひとり親と子どもの体験談等をイラストを使って紹介する親しみやすいサイトを随時更新。	2023年4月～2024年3月	東京	2人	ひとり親家庭希望者	約2000人	
	教育費サポートブック 子どもの教育費や就学支援の制度や奨学金等をわかりやすく、コンパクトにまとめた冊子をひとり親希望者に無料配	2023年11月増刷	東京	2人	ひとり親家庭支援者の方	7000人	

	布。支援者などその他の方には廉価で販売。						
	政策提言 コロナ禍等で逼迫するひとり親家庭等に児童扶養手当の充実等を要望。	随時	東京	2人	ひとり親家庭、希望者	約30人	
5) 上記の活動を行う他団体への支援事業	だいじょうぶだよ！基金助成金事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	2023年9月～12月	東京	2人	全国の ひとりと 支援 親と 団体	15団体	
	厚生労働省ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 全国でひとり親の支援活動・事業を行う団体を助成。	2023年4月～2024年2月	東京	2人	全国の ひとりと 支援 親と 団体	27団体	76,695
	見守り体制強化促進のための広報啓発事業 全国でひとり親と子どもの見守り事業を行う団体にヒアリング等の調査ならびに体制強化と啓発を行う。	2023年4月～2024年2月	東京	2人	全国の ひとりと 支援 親と 団体	50団体	

2022年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人しんぐらまざあず・ふーらむ

(単位:円)

第1部 収入		金額	小計・合計
A) 会費収入			54,900
正会員受取会費	54,000		
B) 寄附金収入			279,000,000
受取寄附金	279,000,000		
C) 助成金収入			69,095,000
受取補助金等	69,095,000		
D) 事業収益			123,085,294
主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業収益	120,685,294		
主としてひとり親と子への相談支援事業収益	78,000		
主としてひとり親と子への生活支援事業収益			
主としてひとり親と子に関する情報提供・調査研究・政策提言事業収益	2,300,000		
上記の活動を行う他団体への支援事業収益			
E) 雑収入			
受取利息			
第1部 収入合計			471,212,294
第2部 経費			35,200,000
F) 役員報酬			
給料手当	32,000,000		
雑給	400,000		
法定福利費	2,300,000		
通勤費	500,000		
G) その他の経費			408,530,294
業務委託費	9,000,000		
外注費	3,000,000		
支払報酬費	10,000,000		
支援費	250,000,000		
支払助成金	75,000,000		
旅費交通費	300,000		
事務・消耗品費	5,000,000		
会議費	100,000		
印刷製本費	1,500,000		
通信運搬費	44,000,000		
支払手数料	4,500,000		
広告宣伝費	2,200,000		
地代家賃	1,648,416		
賃借料	1,800,000		
保険料	31,878		
リース料	400,000		
雑費	50,000		
第2部 経費合計			443,730,294
第3部 経費			24,240,000
H) 役員報酬			
給料手当	20,000,000		
雑給	40,000		
通勤交通費	200,000		
福利厚生費	500,000		
法定福利費	3,500,000		
I) その他の経費			5,152,080
支払報酬費	1,000,000		
消耗品費	400,000		
水道光熱費	150,000		
通信運搬費	800,000		
会議費	500,000		
地代家賃	706,464		
旅費交通費	150,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	800,000		
租税公課	100,000		
リース料	500,000		
雑費	35,616		
第3部 経費合計			29,392,080
当期経常増減額 [A] - [B]			473,122,374
当期経常増減額 [A] - [B] - ①			-1,910,080
第4部 経常外増減			
J) 固定資産売却益			
K) 固定資産売却損			
L) 災害損失			
M) 過年度損益修正益			
第4部 経常外増減合計			
当期経常外増減額 [C] - [D]			
当期経常外増減額 [C] - [D] - ②			
法人税、住民税及び事業税			70,000
前期繰越正味財産額			443,083,808
当期繰越正味財産額 ①+②			441,113,728

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
(単位：円)

科 目	金 額	計 算 式
(A) 経費の増減		単位:円
正会員受取会費	54,000	
受取寄附金	279,000,000	
受取補助金等	69,095,000	
主としてひとり親と子への就労支援事業、就労支援紹介事業収益	120,685,294	
主としてひとり親と子への住居支援事業収益	78,000	
主としてひとり親と子に關する情報提供・調査研究・政策調査事業収益	2,300,000	
上記の活動を行う他団体への支援事業収益		
受取利息		
経費の増減	471,212,294	
(B) 経費の増減		
給料手当	32,000,000	
繰給	400,000	
法定福利費	2,300,000	
通勤費	500,000	
その他経費	408,530,294	
業務委託費	9,000,000	
外注費	3,000,000	
支払報酬費	10,000,000	
支援費	250,000,000	
支払助成金	75,000,000	
旅費交通費	300,000	
事務・消耗品費	5,000,000	
会議費	100,000	
印刷製本費	1,500,000	
通信運搬費	44,000,000	
支払手数料	4,500,000	
広告宣伝費	2,200,000	
地代家賃	1,648,416	
賃借料	1,800,000	
保険料	31,878	
リース料	400,000	
雑費	50,000	
経費の増減	443,730,294	
(C) 経費の増減		
給料手当	20,000,000	
繰給	40,000	
通勤交通費	200,000	
福利厚生費	500,000	
法定福利費	3,500,000	
その他経費	5,152,080	
支払報酬費	1,000,000	
消耗品費	400,000	
水道光熱費	150,000	
通信運搬費	800,000	
会議費	500,000	
地代家賃	706,464	
旅費交通費	150,000	
新聞図書費	10,000	
支払手数料	800,000	
租税公課	100,000	
リース料	500,000	
雑費	35,616	
経費の増減	29,892,080	
経費の増減	473,122,374	
経費の増減	-1,910,080	
(D) 経費の増減		
固定資産売却益		
固定資産減価償却費		
災害損失		
過年度損益修正益		
経費の増減		
経費の増減		
法人税、住民税及び事業税	70,000	
前期繰越正味財産額	441,113,728	
前期繰越正味財産額	439,133,648	

2023年2月21日

東京都知事 殿

102-0072

東京都千代田区飯田橋1-8-9

ニューシティハイツ飯田橋402

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ



代表者氏名 赤石 千衣子

電話番号 03-3263-1519

E-mail 不開示

不開示

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	理事会および総会の円滑な運営のため、現定款に定める理事会および総会の権限について変更する。

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 4 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
 - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

（日本産業規格A列4番）

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

新旧対照表

新	旧
(入会金及び会費) 第8条 会員は、<u>理事会</u>において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、<u>理事会</u>の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (選任等) 第14条 理事及び監事は、<u>理事会が正会員の中から候補者として推薦した者から、総会において選任する。</u> 2 理事長及び副理事長は、<u>理事の互選又は理事会において選定とする。</u> 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。<u>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、	(入会金及び会費) 第8条 会員は、<u>総会</u>において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、<u>総会</u>の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (選任等) 第14条 理事及び監事は、<u>総会において正会員の中から選任する。</u> 2 理事長及び副理事長は、<u>理事の互選とする。</u> 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 (総会の権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業報告及び決算 (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (6) 解散における残余財産の帰属 (7) その他理事会が総会に付議した事項 <u>2 通常総会では、事業計画及び予算について理事会から報告を受ける。</u> (理事会の構成) 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。<u>監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。</u> (理事会の権能) 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>	理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 (総会の権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) <u>会員の除名</u> (5) <u>事業計画及び活動予算並びにその変更</u> (6) 事業報告及び活動決算 (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (8) <u>入会金及び会費の額</u> (9) <u>資産の管理の方法</u> (10) <u>解散における残余財産の帰属</u> (11) <u>その他運営に関する重要事項</u> (理事会の構成) 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。 (理事会の権能) 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) <u>借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u> (4) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u>
---	--

(資産の管理) 第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、<u>理事会</u>の議決を経て、理事長が別に定める。 (事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、<u>毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決により成立し、総会に報告しなければならない。</u> <u>2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。</u> (暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 (事業報告及び決算) <u>第 45 条</u> (事業年度) <u>第 46 条</u> (臨機の措置) <u>第 47 条</u>	(資産の管理) 第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、<u>総会</u>の議決を経て、理事長が別に定める。 (事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、<u>理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。</u> (暫定予算) 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、<u>理事会の議決を経て、</u>予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 (予算の追加及び更正) 第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、<u>総会</u>の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 (事業報告及び決算) <u>第 46 条</u> (事業年度) <u>第 47 条</u> (臨機の措置) <u>第 48 条</u>
--	---

(定款の変更) 第 48 条 (解散) 第 49 条 (残余財産の帰属) 第 50 条 (合併) 第 51 条 (公告の方法) 第 52 条 (細則) 第 53 条 7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。 8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。 9. この定款は、令和 5 年 1 月 25 日より施行する。 10 この定款は、令和 年 月 日より施行する。	(定款の変更) 第 49 条 (解散) 第 50 条 (残余財産の帰属) 第 51 条 (合併) 第 52 条 (公告の方法) 第 53 条 (細則) 第 54 条 7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。 8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。 9. この定款は、令和 5 年 1 月 25 日より施行する。
---	---

総会議事録

1	法人名	特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
2	日付	2023年2月15日
3	時間	午後7時00分～8時30分
4	場所	zoom（インターネット会議システム）によるオンライン開催
5	正会員総数	28名
6	出席者数	22名（うちオンライン出席19名、表決委任者3名、）
7	審議事項	（1）定款変更の件 1 理事会および総会の円滑な運営のため、現定款に定める理事会および総会の権限について実際の運営に見合った形に変更する。 以上の目的から、添付資料「定款新旧対照表」のように条項の内容の変更を提案する。 変更：第8条、第11条、第14条、第23条、第31条、第32条、第41条、第43条、第44条 削除：第45条 （第46条から第54条は第45条削除により、条数のみ変更）
8	議長選任 以下、敬称略	司会より 不開示 を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

9 議事の経過の概要及び議決の結果

総会の開催に当たり、議長は本総会が定足数を満たすことを確認した。

また、zoom（インターネット会議システム）により、出席者の発言について対面と同等の即時性・双方向性が確保されていることが確認され、議案の審議に入った。

（1）第1号議案 定款変更の件

議長は、定款の変更について理事会により付議された旨を述べ、事務局長の より新旧対照表により第8条、第11条、第14条、第23条、第31条、第32条、第41条、第43条、第44条 の変更および第45条の削除（第46条から第54条は第45条削除による条数のみの変更）について説明を行った。

それを受け、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。なお、定款変更認証申請手続の軽微な補正は理事長に一任する。

10 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、以下のとおり、全員異議なく承認した。また、本日のzoom（インターネット会議システム）を用いた総会は問題なく終了したことを確認した。

選任された議事録署名人

以上、この議事録が正確であることを証します。

確 認 日

2023年2月17日

議 長

不開示

不開示

議 事 録 署 名 人

不開示

不開示

議 事 録 署 名 人

不開示

不開示

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてひとり親と子に対する市民の自主的な支援活動を通じて就労支援、相談支援、生活支援、情報発信・政策提言等及び他の団体への支援に関する事業を行い、もって、全ての市民が自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた、活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 主としてひとり親と子への就労支援事業、無料職業紹介事業
- (2) 主としてひとり親と子への相談支援事業
- (3) 主としてひとり親と子への生活支援事業
- (4) 主としてひとり親と子に関する情報発信・調査研究・政策提言事業
- (5) 上記の活動を行う他団体への支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で議決権を有さない者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動資金の協力を行う個人および法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
 - (2) 監 事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会が正会員の中から候補者として推薦した者から、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選又は理事会において選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他理事会が総会に付議した事項

2 通常総会では、事業計画及び予算について理事会から報告を受ける。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 正会員は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、遅くとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事は即時性及び双方向性の確保されたオンライン会議システム等の方法によって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（（書面若しくは電磁的記録による表決者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

（持ち回り議決）

第 39 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的記録により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的記録による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決により成立し、総会に報告しなければならない。

2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野中 郁子
副理事長	竹内 三輪
理 事	村山 純子
同	大矢 さよ子
同	赤石 千衣子
同	雪下 佳子
同	山本 昭代
同	市川 真紀
同	高木 由夏
同	内田 ちえ子
監 事	井口 みどり
同	今出 裕子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

① 正会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
② 一般会員	入会金 1000 円	会費 2000 円
③ 賛助会員	入会金 1000 円	会費一口 5000 円 二口以上

7. この定款は、令和元年 5 月 24 日より施行する。

8. この定款は、令和 3 年 9 月 21 日より施行する。

9. この定款は、令和 5 年 1 月 25 日より施行する。

10. この定款は、令和 年 月 日より施行する。